

# つちはし事務所通信

1

January  
2021



発行: つちはし社会保険労務士事務所  
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F  
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580  
Email: [sr@tsuchihashi-siki.com](mailto:sr@tsuchihashi-siki.com) 発行日: 2021年1月1日

## 📺📺📺 令和3年3月より、マイナンバーカードの保険証利用が始まります！

マイナンバーカードに令和3年3月より健康保険証機能が新たに加わり、便利になります。新たに始まるサービスとして、顔認証付きカードリーダーで病院での受付が自動化されたり、過去の処方された薬や特定検診等の情報が連携されるため、医師や薬剤師、旅行先や災害時でも口頭で説明する必要がなくなったりします(令和3年10月連携予定)。

手続関係では、オンライン資格確認導入後は高額医療費制度の書類の申請をしなくても窓口での限度額を超える医療費の一時払いが不要となったり、医療費の領収書を管理しなくとも、マイナポータルからe-Taxに連携して医療費控除の手続で自動入力が可能になります(2021年分所得税の確定申告予定)。今話題のマイナポイント申込完了後に、マイナポータル利用登録とマイナンバーカードの健康保険証利用の申込を合わせて行うことも可能です。この機会に取り入れてみてはいかがでしょうか。



### 医療保険の資格確認がスピーディ！

顔認証付きカードリーダーや暗証番号の入力で本人確認と保険資格の確認が一度に実施可能になります。就職・転職、引っ越しの時も切り替えを待たずに健康保険証として使えます。

### 手続なしで限度額以上の一時的な支払いが不要に！

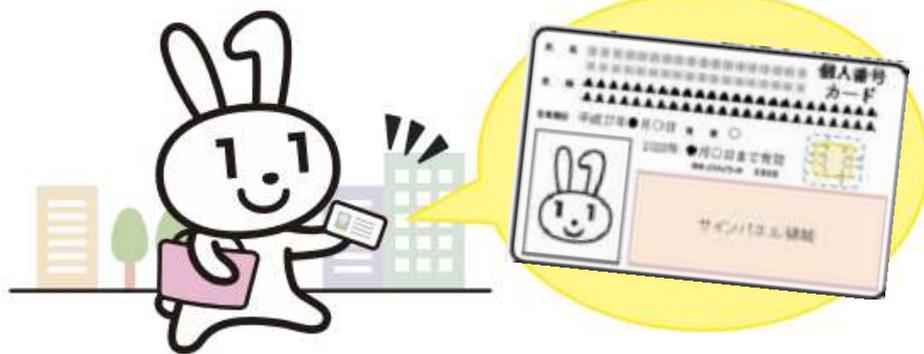
限度額適用認定証がなくても、高額医療費制度における限度額以上の支払いが免除されます。自治体独自の医療費助成については書類の持参が必要です。

### 健康管理や医療の質の向上！

特定検診情報や薬剤情報との連携により本人が同意をすれば初めての医療機関でも今までに使った薬剤情報や特定検診情報が医師と共有できます。(2021年10月予定)

### 確定申告の医療費控除が自動化！

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認出来るようになります(2021年10月予定)。2021年所得税の確定申告の医療費控除と連携できるようになります。



### 緊急速報

## 雇用調整助成金の特例措置等の延長と産業雇用安定助成金(仮称)が決定されました。

令和2年12月末に期限を迎える雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について、令和3年2月まで延長が決定しました。休業者数・失業者数が急増するなど雇用情勢が大きく悪化しない限り、3月以降特例措置等は段階的に縮小される予定です。1月末・3月末に雇用状況が大きく悪化の場合、感染拡大地域・特に業況が厳しい企業に特例が設けられます。

また、在籍型出向の活用による雇用維持等への支援として「産業雇用安定助成金(仮称)」が創設される予定です。労働者を送り出す事業主と受け入れる事業主に一定期間助成が行われます。予算の成立後、詳しいことが決まり次第お知らせいたします。



## 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が改定されました④

今回は、健康管理等を紹介します。

### ◆健康管理

- ・使用者は、労働安全衛生法に基づき、健康診断、長時間労働者に対する面接指導、ストレスチェックやこれらの結果に基づく事後措置等を実施しなければならない。
- ・使用者の指示により副業・兼業を開始した場合は、原則として他社との情報交換により、難しい場合には労働者からの申告により他社の労働時間を把握し、自社の労働時間と通算した労働時間に基づき、健康確保措置を実施することが適当である。
- ・使用者が労働者の副業・兼業を認めている場合は、健康保持のため自己管理を行うよう指示し、心身の不調があれば都度相談を受けることを伝えること、副業・兼業の状況も踏まえ必要に応じ法律を超える健康確保措置を実施することなど、労使の話し合い等を通じ、副業・兼業を行う者の健康確保に資する措置を実施することが適当である。



### ◆労働者の対応

- ・労働者は、自社の副業・兼業に関するルールを確認し、そのルールに照らして、業務内容や就業時間等が適切な副業・兼業を選択する必要がある。
- ・労働者は、副業・兼業による過労によって健康を害したり、業務に支障を来したりすることがないように、自ら業務量や進捗状況、時間や健康状態を管理する必要がある。
- ・他社の業務量、自らの健康の状況等について報告することは、企業による健康確保措置を実効あるものとする観点から有効である。

★政府は、成長戦略会議実行計画（令和2年12月1日）で「労働時間の自己申告制を設け、申告漏れや虚偽申告の場合には、兼業先での超過労働によって上限時間を超過したとしても、本業の企業は責任を問われないことなどが明確化されている」と説明しています。健康管理についても自己申告・自己管理ができる労働者でないと副業・兼業には向かないといえます。企業としては、自己管理ができない労働者には、副業・兼業を認めない、いったん承認しても取り消すことができるように運用していくことが重要なポイントです。

あとがき◆つちはし事務所より



あけましておめでとうございます

★2020年は、オリンピックイヤーで賑やかな年となる予定が、コロナに始まりコロナに終わる大変な1年となりました。つちはし事務所も2020年は事務所の20周年に当たり、お客様への感謝の行事も予定しておりましたが、諸事情により感謝の気持ちをあらわす機会もないまま1年が過ぎてしまいました。また、休業を余儀なくされたり、売り上げが減少したりと、様々な困難にあわれたお客様も多く、そのサポートのため助成金や保険料の変更の手続きなどにも追われた1年でもありました。

★コロナ禍はマスクのいらぬ平穏な日常や旅行の楽しみを奪っていきましたが、コロナによって社会が成長した部分もあったのではないのでしょうか。例えば、テレワークやオンライン会議、電子申請など、今まではどこか遠くの話として聞いていたDX（デジタルトランスフォーメーション：IT技術を活用したビジネスモデルの変革や業務の変革）が一気に身近なものとなってきました。2021年の秋には、社会のデジタル化を一元的に担う「デジタル庁」も創設予定となっています。

★つちはし事務所も、テレワークやオンライン会議、電子申請など、社会の変化に対応した労務管理や、職場の仕組み作りにも貢献できるよう、本年も精進してまいります。

本年も、職員一同どうぞよろしくお祝い申し上げます<(\_)>

